

沖縄本島と離島の石油製品価格差の縮小に向けた取組

1 離島における石油製品価格の低減策（現行）

沖縄県では、離島における住民生活と産業経済の安定を図るために、石油製品価格の低減策が実施されています。

- (1) 揮発油税等の軽減措置（復帰特別措置）
離島を含む県全域でガソリン10当たり7円揮発油税を軽減
- (2) 石油製品輸送等補助事業（以下「補助事業」といいます。）
同軽減措置を前提として、沖縄県は、離島で販売される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）を対象に、本島・離島間の輸送経費等を補助

2 揮発油税等の軽減措置の延長をめぐる議論

揮発油税等の軽減措置の延長を審議した政府税制調査会では、沖縄本島と比較して離島のガソリン価格は依然として割高である、などの指摘があり、「平成24年度税制改正大綱」（平成24年12月閣議決定）においては、同軽減措置の延長期間が3年に短縮され、ガソリン価格等の引下げ効果等の検証を行うこととされました。

〔本島・離島間の石油製品価格差（H22）〕 単位：円/ℓ

	揮発油	灯油	軽油	A重油
本島平均	130	90	113	75
離島平均	151	96	132	89
価格差	21	6	19	14

〔他県離島とのガソリン価格の比較（H22）〕

	A県	B県	沖縄県
単位：円/ℓ	166	165	151

3 沖縄本島と離島の石油製品価格差の更なる縮小に向けた取組

- (1) このため、沖縄県は、離島市町村と連携を図りながら、本島・離島間の石油製品価格差を更に縮小する方策を検討することとしました。
- (2) 今年度は、離島の石油製品販売事業者の皆様の協力を得て、経営実態調査を実施し、本島・離島間の石油製品価格差の発生要因分析を行います。
- (3) また、離島のような産業を対象にアンケート調査を実施し、補助事業の必要性や効果を検証します。
- (4) これらの調査結果を踏まえ、本島・離島間の石油製品価格差を縮小する方策を検討することとしています。

離島において、引き続き石油製品価格の低減策を実施できるように、沖縄県の取組に対する御理解と御協力をお願いします。

問い合わせ先：沖縄県企画部 地域・離島課 TEL：098-866-2370